

議案第26号

守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成27年6月19日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 守口市個人情報保護条例（平成11年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条に次の4号を加える。

- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（守口市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (5) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (6) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第9条第2項第6号中「第25条」を「第27条」に改める。

第10条第1項中「超えて個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項第4号中「情報公開条例」を「守口市情報公開条例」に改める。

第32条を第34条とし、第28条から第31条までを2条ずつ繰り下げる。

第27条第1項中「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第29条とする。

第26条を第28条とし、第25条を第27条とする。

第24条中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第23条第1項中「自己情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に改め、同条第2項中「第21条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第25条とする。

第22条中「第19条第1項」を「第21条第1項」に、「記録の削除又は目的外利用の中止」を「又は利用停止」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第24条とする。

第21条第1項中「第19条第1項の規定により自己情報」を「第21条第1項の規定により自己を本人とする保有個人情報」に、「当該自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項中「自己情報の開示は、当該自己情報」を「自己を本人とする保有個人情報の開示は、当該保有個人情報」に改め、同条第3項中「自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第4項中「自己情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に改め、同条を第23条とする。

第20条を第22条とする。

第19条第1項中「記録の削除又は目的外利用の中止」を「又は利用停止」に改め、同条第2項中「を自己情報」を「を自己を本人とする保有個人情報」に、「係る自己情報」を「係る保有個人情報」に、「記録の削除又は目的外利用の中止」を「又は利用停止」に改め、同条第3項中「が自己情報」を「が自己を本人とする保有個人情報」に、「自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条を第21条とする。

第18条中「自己情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に、「記録の削除又は目的外利用の中止」を「又は利用停止」に改め、同条を第20条とする。

第16条及び第17条を削る。

第15条中「自己情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第17条とする。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって

前項の規定による訂正の請求をすることができる。

第17条の次に次の2条を加える。

(利用停止の請求)

第18条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関し他の法令等又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

第19条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関し他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第12条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録

されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は
消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当
該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって
前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

第14条第3項中「自己情報が」を「自己を本人とする保有個人
情報が」に改め、「、自己情報を」を削り、同項を同条第4項と
し、同条第2項中「自己情報」を「自己を本人とする保有個人情
報」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「その保有す
る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。
以下同じ。）に記録されている自己に係る個人情報（以下「自己
情報」という。））」を「当該実施機関の保有する自己を本人とす
る保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を
含む。次条において同じ。））」に改め、同項の次に次の1項を加
え、同条を第16条とする。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって
前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を
することができる。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条ただし書を次のように改め、同条を第13条とする。

ただし、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）につい
て法令等に定めがあるとき、又は実施機関の職務執行上特に必
要があり、かつ、あらかじめ守口市個人情報保護審査会の意見
を聴いたとき、及び保有特定個人情報について法令等に定めが
あるときは、この限りでない。

第10条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第11条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個
人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は
財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があ

り、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第12条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第2条 守口市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次条第2項及び第19条第2項において同じ。)」を加える。

第20条中「本人であること」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること)」を加える。

第3条 守口市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条第2項第6号中「第27条」を「第29条」に改める。

第11条第1項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第34条を第36条とし、第27条から第33条までを2条ずつ繰り下げる。

第26条中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第28条とする。

第25条第2項中「第23条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第27条とする。

第24条中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第 26 条 実施機関は、第22条第1項の規定による記載の訂正の決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第23条第1項中「第21条第1項」を「第22条第1項」とし、同条を第24条とする。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第1項中「本人とする保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第2項中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の利用の制限）

第 12 条 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条の規定 平成28年1月1日

（2）第3条及び附則第5項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の守口市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条の規定による削除の請求及び第17条の規定による中止の請求は、第1条の規定による改正後の守口市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第18条及び第19条に規定する利用停止の請求とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってされたものとみなす。
（守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）
- 4 守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第16条中「第28条及び第29条」を「第30条及び第31条」に改める。
- 5 守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を次のように改正する。
第16条中「第30条及び第31条」を「第32条及び第33条」に改める。